

報告第5号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月29日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

委任専決第3号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和7年4月2日

淡路市長 門 康 彦

- 1 損害賠償の額 347,100円
- 2 相手方の住所及び氏名
 - (1) 住所 淡路市岩屋
 - (2) 氏名 [REDACTED]
- 3 和解条項
 - (1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金347,100円を指定する口座に振り込む方法で支払う。
 - (2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。
- 4 事件の概要

令和7年2月18日未明に発生した建物火災の消火活動に出動していた市消防団員 [REDACTED] が、同日午前11時30分ころ、休息をとるため消防車両で消防器具庫に戻る途中、前方に相手方車両が停止しているにもかかわらず、運転者 [REDACTED] の判断が遅れ、相手方車両の後方に接触し、同車後方ドア等に損傷を与えた。